令和五年三月作成

八千代都市計画図

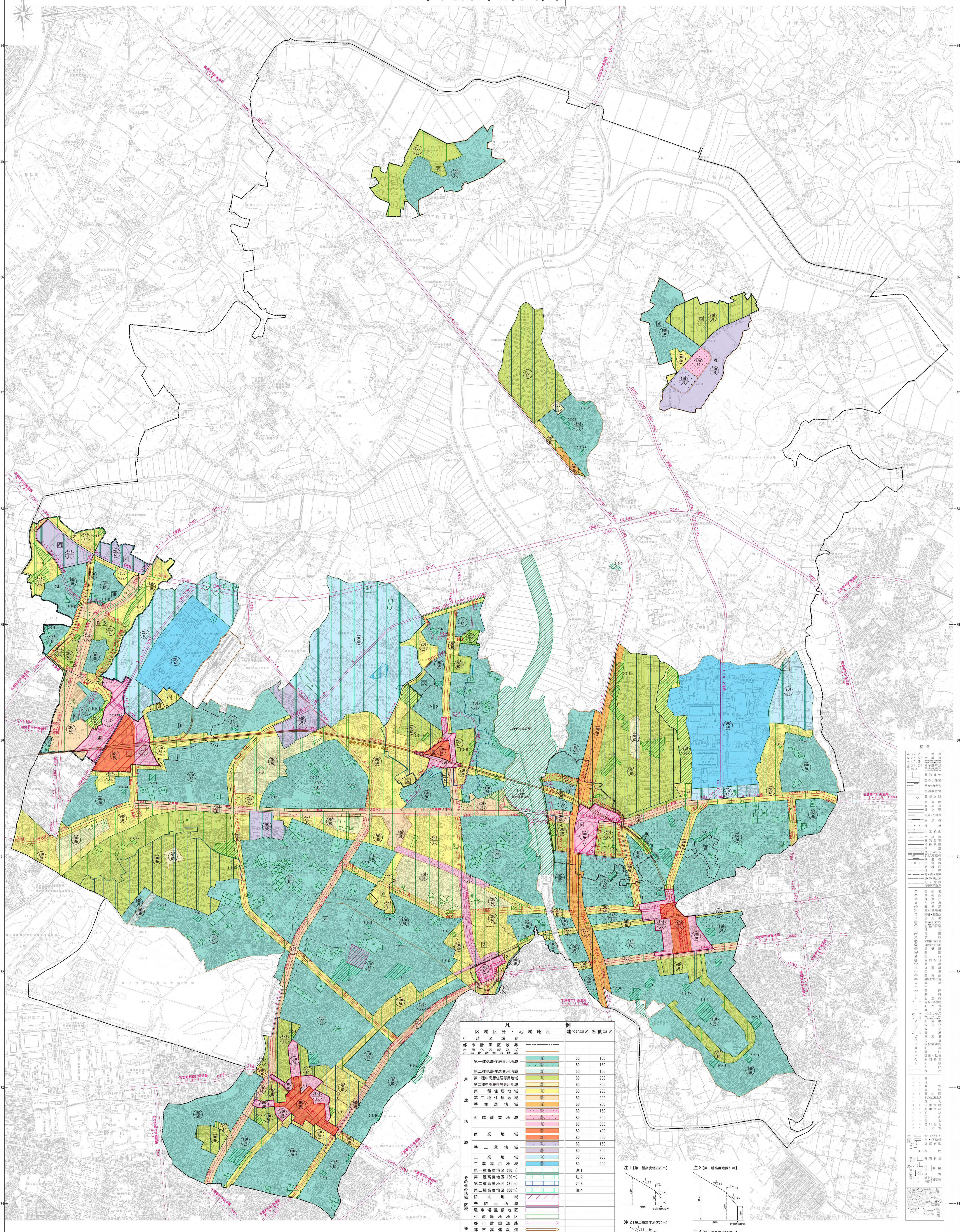

区域区分・地域地区			建ぺい率％	容積率％
行政区域界				
都市計画区域界				
市街化区域及び市街化調整区域界				
用途地域	第一種低層住居専用地域	100/50	50	100
		150/60	60	150
	第二種低層住居専用地域	100/50	50	100
	第一種中高層住居専用地域	200/60	60	200
	第二種中高層住居専用地域	200/60	60	200
	第一種住居地域	200/60	60	200
	第二種住居地域	200/60	60	200
	準住居地域	200/60	60	200
	近隣商業地域	150/60	60	150
		200/80	80	200
		300/80	80	300
	商業地域	400/80	80	400
		500/80	80	500
	準工業地域	150/60	60	150
		200/60	60	200
	工業地域	200/60	60	200
	工業専用地域	200/60	60	200
その他の地域・区域	第一種高度地区（20m）		注1	
	第二種高度地区（20m）		注2	
	第二種高度地区（31m）		注3	
	第三種高度地区（20m）		注4	
	防火地域			
	準防火地域			
	駐車場整備地区			
	生産緑地地区			
都市計画施設	都市計画道路			
	都市高速鉄道			
	駐車場			
	公園・緑地			
	学校			
	ごみ焼却場			
	し尿処理場			
地区計画	地区計画区域			
市街地開発事業	土地区画整理事業区域			
	土地区画整理促進区域			

注１【第一種高度地区20m】

注２【第二種高度地区20m】

注３【第二種高度地区31m】

注４【第三種高度地区20m】

※建物を建てられる空間は、実線で示す範囲内（内側）となりますが、地区計画による特例等によって、建築物の高さの最高限度が緩和された場合、一部破線で示す範囲内（内側）となります。

備考　1．都市計画区域内で建築物を新築・増築・改築する場合、都市計画法、建築基準法、区画整理法等による制限があります。詳しくは各担当課にお問い合わせください。

2．都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内（八千代都市計画区域では、市街化調整区域）では、建ぺい率60％・容積率200％・高さ制限〔隣地斜線〕20ｍ＋勾配1.25・高さ制限〔道路斜線〕勾配1.5となっています。詳しくは建築指導課にお問い合わせください。

この地図は、令和４年３月修正の1:2,500八千代市都市計画基本図より縮小編さんしたものである。

三和航測株式会社調製

八千代市役所

北海道地図株式会社 千葉営業所
電話：043-221-7170

八千代市以外の都市計画道路については、各市町村にお問い合わせください。